

函館市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、保健福祉部を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年5月27日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

平成25年度 定期監査結果報告書（保健福祉部）

1 監査の対象部局

保健福祉部

2 監査の対象

財務監査

平成25年4月1日から平成25年9月30日までに執行された収入事務，支出事務，契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成25年11月6日から平成26年2月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は，上記の事務を対象として調査事項を定め，関係法令等および予算に基づき，適正に執行されているかについて実施し，監査にあたっては，抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は，以下のとおりである。

(1) 全般的事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては，歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿，支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果，適正に執行されていた。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては，現金出納簿，保管金払込書，収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果，函館市総合福祉センターの私用電話料の取扱いにおいて，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定にない事務である私用電話料の回収・払込を当該センター指定管理者である社会福祉法人函館市社会福祉協議会に処理させていたことから，今後，法令に則った適切な事務の執行を図られたい。

また、市立函館保健所来庁者駐車場使用料収納業務において、駐車場使用料の回収に関し、業務処理要領では、受託者は土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日は回収を要しないと規定しているが、実態は毎日回収を行わせている。

これは、当該業務委託契約書第10条委託業務内容の変更等に該当するものであることから、速やかに是正されたい。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 収入事務について

収入事務においては、療育・自立支援センター使用料を対象とし、調定から収入に至るまでの執行状況を収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果、診療報酬の自己負担分等の徴収にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条ならびに函館市会計規則（昭和39年規則第9号）第18条の規定により、歳入を収入するときはこれを調定し納入の通知をしなければならないところ、調定せずに納入通知し、その後、調定していた事案が散見された。

当該使用料の徴収にあたっては、関係法令を遵守し、収入事務を適正に行うよう速やかに改善されたい。

イ 契約事務について

契約事務においては、函館市就労等意欲喚起プログラム事業委託契約を対象とし、契約から支出命令に至るまでの執行状況を契約書、支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、当該業務委託における指名業者の選定については、入札・契約事務の手引き（平成24年4月6日財務部調度課事務連絡）の規定により、単年度契約で初回にプロポーザルを行い、引き続き次年度以降も同一業務を随意契約している業務であるため、財務部調度課へ関係書類の回付が必要であるところ、同課へ回付されていなか

ったことから、今後は、入札・契約事務の手引きに則った適切な契約事務の執行を図られたい。